

国立公園内の行為許可の権限区分の概要

(本表は概要であるため、許可申請や届出を行う際には、詳細について窓口でご確認ください。)

		特別保護地区	特別地域	海域公園地区	普通地域
行為の内容と権限	環境省権限	対象となる行為 全ての申請	都知事権限事項以外の各種行為の申請		都知事権限事項以外の各種行為の届出・ 通知の受理
	都知事権限	対象となる行為 全ての申請	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅および仮工作物の新改増築 ○工作物（住宅、仮工作物、砂防設備、漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、地すべり防止施設、ダム、水門、パラボラアンテナを除く）の新築（高さ13m以下かつ水平投影面積1,000㎡以下） ○工作物（住宅、仮工作物、ダム、水門、パラボラアンテナを除く）の改増築（改増築後においても高さ13m以下かつ水平投影面積1,000㎡以下） ○道路（法面等付帯施設を含む）の新築（水平投影面積1000㎡以下） ○木竹の伐採（森林法第5条第1項の地域森林計画の伐採要件に適合するもの） ○木竹の損傷 ○指定湖沼等への汚水の排出 ○広告物の掲出 ○物の集積または貯蔵 ○土地の形状変更（ゴルフコースの用に供するための行為であって面積が1,000㎡超を除く） ○指定植物の採取損傷、植栽播種 ○指定動物の捕獲、放出 ○色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ○広告物の掲出 ○指定動植物の捕獲殺傷 または採取損傷 ○物の係留 ○動力船の使用 	<ul style="list-style-type: none"> ○工作物の新改増築 ※海域公園地区の周辺1 kmを除く ○広告物の掲出 ○土石の採取 ※海域公園地区の周辺1 kmを除く ○土地の形状変更